

放火 64 例 (7.8%) であった。

「措置診察実施群 625 例」のうち、重大な他害行為があつて通報となつた事例は、実数 257 例 (39.8%) であった。これには同一の通報で複数の重大な他害行為のあつた事例が含まれているため、重大な他害行為の内訳を延べ数で示すと、殺人 65 例 (10.4%)、強盗 11 例 (1.7%)、傷害 99 例 (15.8%)、傷害致死 5 例 (0.8%)、強姦・強制わいせつ 18 例 (2.9%)、放火 59 例 (9.4%) であった。

「措置診察不要群 195 例」のうち、重大な他害行為があつて通報となつた事例は、実数 55 例 (28.2%) であり、同一の通報で複数の重大な他害行為のあつた事例はなかった。重大な他害行為の内訳は、殺人 9 例 (4.6%)、強盗 1 例 (0.5%)、傷害 29 例 (14.9%)、傷害致死 4 例 (2.1%)、強姦・強制わいせつ 7 例 (3.6%)、放火 5 例 (2.6%) であった。

「措置診察不要群」と「措置入院が実施された事例」に区分するだけでなく、「措置診察が実施された事例」を「措置入院となつた事例」「措置入院が不要であつた事例」にさらに区分する。「措置入院となつた 464 例」のうち、重大な他害行為があつて通報となつた事例は、実数 196 例 (42.2%) であった。これには同一の通報で複数の重大な他害行為のあつた事例が含まれているため、重大な他害行為の内訳を延べ数で示すと、殺人 60 例 (12.9%)、強盗 9 例 (1.9%)、傷害 73 例 (15.7%)、傷害致死 4 例

(0.9%)、強姦・強制わいせつ 12 例 (2.6%)、放火 43 例 (9.3%) であった。「措置入院が不要であつた 161 例」のうち、重大な他害行為があつて通報となつた事例は、実数 53 例 (32.9%) であった。これには同一の通報で複数の重大な他害行為のあつた事例が含まれているため、重大な他害行為の内訳を延べ数で示すと、殺人 5 例 (3.1%)、強盗 2 例 (1.2%)、傷害 26 例 (16.1%)、傷害致死 1 例 (0.6%)、強姦・強制わいせつ 6 例 (3.7%)、放火 16 例 (9.9%) であった。

また表 2 2 に示すように、重大な他害行為のあつた事例と下の 1 0) で述べる重大な他害行為以外の他害行為のみがあつた事例を比較すると、例数の少ない傷害致死を除いた前者において措置診察実施の割合、および措置入院の割合が共に高かつた。

1 0) 通報因発生時の重大な他害行為以外の他害行為の有無 (表 2 0, 2 1, 2 2)

「通報群 820 例」のうち重大な他害行為以外の他害行為のみがあつて通報となつた事例は 418 例 (51.0%) であった。

「措置診察実施群 625 例」のうち重大な他害行為以外の他害行為のみがあつて通報となつた事例は 290 例 (46.4%) であった。

「措置診察不要群 195 例」のうち重大な他害行為以外の他害行為のみがあつて通報となつた事例は 128 例

(65.6%)であった。

「措置診察不要群」と「措置入院が実施された事例」に区分するだけでなく、「措置入院が実施された事例」を「措置入院となった事例」「措置入院が不要であった事例」にさらに区分すると「措置入院となった464例」のうち、重大な他害行為以外の他害行為のみがあつて通報となった事例は187例(40.3%)であり、「措置入院が不要であった161例」のうち、重大な他害行為以外の他害行為のみがあつて通報となった事例は103例(64.0%)であった。

1 1) 過去における犯罪または問題行為(表2 3, 2 4)

「通報群 820 例」の過去における犯罪または問題行為は、凶悪な犯罪行為(殺人、放火、強姦、強盗)ありが29例(3.5%)、凶悪ではないが犯罪行為はあつたが181例(22.1%)、犯罪行為はなかつたが問題行為はあつたが114例(13.9%)、犯罪行為も問題行為もなかつたが16例(2.0%)であった。

「措置診察実施群 625 例」の過去における犯罪または問題行為は、凶悪な犯罪行為(殺人、放火、強姦、強盗)ありが27例(4.3%)、凶悪ではないが犯罪行為はあつたが142例(22.7%)、犯罪行為はなかつたが問題行為はあつたが89例(14.2%)、犯罪行為も問題行為もなかつたが12例(1.9%)であった。

「措置診察不要群 195 例」の過去

における犯罪または問題行為は、凶悪な犯罪行為(殺人、放火、強姦、強盗)ありが2例(1.0%)、凶悪ではないが犯罪行為はあつたが39例(20.0%)、犯罪行為はなかつたが問題行為はあつたが25例(12.8%)、犯罪行為も問題行為もなかつたが4例(2.1%)であった。

「措置診察不要群」と「措置入院が実施された事例」に区分するだけでなく、「措置入院が実施された事例」を「措置入院となった事例」「措置入院が不要であった事例」にさらに区分すると「措置入院となった464例」のうち、凶悪な犯罪行為(殺人、放火、強姦、強盗)ありが23例(5.0%)、凶悪ではないが犯罪行為はあつたが97例(20.9%)、犯罪行為はなかつたが問題行為はあつたが64例(13.8%)、犯罪行為も問題行為もなかつたが11例(2.4%)であり、「措置入院が不要であった161例」のうち、凶悪な犯罪行為(殺人、放火、強姦、強盗)ありが4例(2.5%)、凶悪ではないが犯罪行為はあつたが45例(28.0%)、犯罪行為はなかつたが問題行為はあつたが25例(15.5%)、犯罪行為も問題行為もなかつたが1例(0.6%)であった。

1 2) 措置診察の要否決定の根拠の記載(表2 5)

「通報群 820 例」で、措置診察の要否決定の根拠が結論として明確に記載されていたものは331例(40.4%)、なかつたものは485例

(59.1%)であった。なお、書類に記載されている情報を全体として考慮すれば要否の根拠が推察できるような事例についても、判断の根拠が明確に記載されていない場合は、記載がなかったものに含めた。

「措置診察実施群 625 例」で、措置診察の要否決定の根拠が記載されていたものは 201 例 (32.3%)、なかったものは 421 例 (67.4%)であった。

「措置診察不要群 195 例」で、措置診察の要否決定の根拠が記載されていたものは 130 例 (66.7%)、なかったものは 64 例 (32.8%)であった。

### 3. 都道府県・政令指定都市別の特徴

都道府県・政令指定都市毎の措置診察実施率（措置診察実施数 / 通報数）は、50%未満が 8 カ所、50%以上 60%未満が 3 カ所、60%以上 70%未満が 1 カ所、70%以上 80%未満が 9 カ所、80%以上 90%未満が 10 カ所、90%以上が 20 カ所であった。

都道府県・政令指定都市毎の措置入院率（措置入院数 / 通報数）は、30%未満が 6 カ所、30%以上 40%未満が 5 カ所、40%以上 50%未満が 7 カ所、50%以上 60%未満が 10 カ所、60%以上 70%未満が 7 カ所、70%以上 80%未満が 3 カ所、80%以上 90%未満が 7 カ所、90%以上が 6 カ所であった。

### D. 考察

本研究の目的は、精神保健福祉法第 25 条による通報事例、精神保健指定医による診察決定の実態を、都道府県・政令指定都市において作成された書類をもとに実証的に検討し、精神保健指定医による診察の要否の判断が適正に行われているか、検討することであった。研究結果に沿って考察する。

#### 1. 平成 12 年度第 25 条通報事例の全体像

本研究によって、第 25 条通報事例の、通報から措置入院、措置解除までのおおよその流れを把握することができた。措置診察不要と判断された事例については通報時にすでに精神科医療を受けている者も多く、また措置診察不要の判断が下された直後の状態から考えても、おおむね必要な対象には措置診察が実施されているものと考えられた。また措置診察の結果、措置不要の判断が下された場合も、医療の必要性がある場合は医療保護入院等の適応となっており、おおむね適正な振り分けが行われているものと考えられた。

#### 2. 「措置診察実施群」と「措置診察不要群」に区分した検討

##### 1) 性・年齢別

性・年齢別では「措置診察実施群」と「措置診察不要群」の間に差が認められなかった。

##### 2) 通報までの日数

措置診察実施群は措置診察不要群に比べて事件発生から通報までの日

数が短く、30日以内の通報割合も低かった。措置診察不要群は、検察官からみて、事件発生から通報までを急がない事例が多く含まれているものと推察された。

### 3) 精神科受療歴

通報までの生涯、通報前90日とも、「措置診察不要群」に精神科受療歴「あり」の割合が高く、特に通報前90日の精神科受療歴は、現在の受療状況をおおむね反映するため、具体的な処遇判断に結びつく情報として重要である。しかし調査書には、精神科受療歴、特に直近の状況を書式をもって精神科受療歴を記載することが決められておらず、改善が必要と考えられた。

### 4) 精神科的診断および痴呆の有無

「これまでの診断」に比べ、「現在の診断」の方が、全般に診断の記載されている割合が高かった。また「措置診察実施群」「措置診察不要群」とも精神分裂病圏が最も多かった。また覚醒剤は「措置診察実施群」に、気分障害、知的障害、その他の精神障害は「措置診察不要群」に高い傾向がみられた。痴呆の有無は通報例の約2%と少数であった。

精神科的診断と痴呆、知的障害の有無は、措置診察実施の判断に影響する重要な情報であるが、通報書に書式をもって記載することが決められておらず、改善が必要と考えられた。

### 5) 通報因発生時の状況

精神障害を疑うにたる状況につい

ては、約4割に記載が認められたものの、半数以上に記載がなかった。第25条の通報書から症状の程度を読みとることができるならば、調査書への精神障害を疑うにたる状況の記載は必ずしも必要ないとは考えられるが、行政の調査による措置診察の要否の判断過程を書面上で辿ることができるためには、書式の作成等の改善が必要と考えられた。

自傷行為は、その絶対数は少ないものの、診察実施群において自傷行為のあったものの割合が他の群と比べて高かった。他害行為は通報群の大多数に認められ、なかでも「措置診察実施群」において89%と高かったものの、「措置診察不要群」にも8割近くに認められた。

第25条に基づく通報は、検察官通報という性格から、他害行為を行った者を中心に構成されていた。

通報の原因となった事件を起こした時点でのアルコールの使用を疑うにたる状況についての記載のあった割合は「措置診察不要群」にやや高く、覚醒剤等の薬物の使用を疑うにたる状況についての記載のあった割合は「措置診察実施群」にやや高い傾向があった。これは覚醒剤の精神病状態を引き起こす作用を反映したものである。

### 6) 通報時の所在

「措置診察実施群」では拘留中が半数以上を占めるが、「措置診察不要群」では拘留中は4分の1以下であり、精神入院中、在宅の割合が高

かった。「措置診察不要群」は、他害行為は認められたものの、すでに精神科医療を受け、保護的な環境にある者が多いと考えられた。

#### 7) 起訴前精神鑑定の実施の有無

「措置診察実施群」で起訴前精神鑑定実施との記載があった割合が高かった。このことは第25条通報について、検察官が起訴前精神鑑定を根拠として行う場合が相当数存在することを意味する。しかし起訴前精神鑑定は現状では精神保健福祉法第25条の運用には位置付けられておらず、その位置付けについて、検討が必要と考えられた。

#### 8) 今回通報以前の司法処分

今回通報以前の司法処分については、全体の約4分の1に認められ、「措置診察実施群」において以前に司法処分を受けていたとの記載のあった割合が高かった。この結果は、通報書の記述を詳細に読み、裁判で刑が確定したことを示す記述がある箇所を調査書の文章中から選択したものである。以前の司法処分の有無は、精神保健指定医の診察の要否判断にも影響する場合があると考えられるため、判断の公平を期すためにも、今回通報以前の司法処分の記載のあり方について、方針を示すとともに、書式の改善が必要と考えられた。

#### 9) 通報因発生時の重大な他害行為

「措置診察実施群」では、殺人、強盗、放火の割合が高かった。また「措置診察実施群」を措置入院群と

措置入院不要群に区分すると、措置入院群では殺人の割合が高かった。以上のように、第25条通報のあった事例で、重大な他害行為を行った者については、措置診察を実施する率が高いことがわかった。しかしこの傾向は殺人、強盗、放火では明確であるが、事例数が多く他害の程度に差のある傷害、放火では必ずしも明確ではなく、法益侵害の程度によって判断が異なっているものと考えられた。

法益侵害の程度は、第25条通報を受けた場合の調査内容、精神保健指定医による診察要否の判断に影響すると考えられる。このため他害行為における法益侵害の程度がわかる調査と記録のあり方の整理が必要と考えられた。

#### 10) 通報因発生時のそれ以外の犯罪行為・過去における犯罪または問題行為

「凶悪な犯罪行為あり」の割合は「措置診察実施群」に明らかに高かった。しかし「重大な他害行為でない犯罪行為はあった」「犯罪行為ではないが問題行為はあった」者の割合は、「措置診察実施群」に高いものの、その差は小さかった。また「措置診察実施群」を措置入院群と措置入院不要群に区分すると、「凶悪な犯罪行為あり」の割合は措置入院群に明らかに高かった。しかし「重大な他害行為でない犯罪行為はあった」「犯罪行為ではないが問題行為はあった」者の割合は措置入院不要群に逆

に高かった。

このように過去に凶悪な犯罪行為など、重大な他害行為によって法益侵害を行った事例では、措置診察を厳正に行う傾向がみられた。

#### 1 2) 措置診察の要否決定の根拠の記載

措置診察の要否決定の根拠の記載があったのは通報群で 40.4%と低めであった。この一因としては、今回のコード化において基準を厳しくとり、書類の全体を通して読めば、措置診察の要否の理由が推察することが可能な場合でも、明確に結論として根拠の記載がない場合には「なし」としたことが考えられる。また、「措置診察実施群」と「措置診察不要群」を比較すると、措置診察の要否決定の根拠の記載があったのは「措置診察不要群」で 66.7%と「措置診察実施群」の倍以上であった。これは「措置診察実施群」には、通報時の情報から明らかに措置診察の実施が必要と思われる事例が含まれており、これらについては、改めて措置診察の実施の理由を記載する必要が低いとの判断によるものではないかと思われる。しかし、措置診察の要否の判断は、措置入院制度において行政が下す重要な判断であり、その判断根拠については、いかなる場合でも明確に結論として記載されることが望ましい。このためには、調査書に書式をもって記載することが決められていない現状の改善が必要と考えられた。

### 3. 都道府県・政令指定都市別の検討

第 25 条に基づく通報数は都道府県・政令指定都市によって大きな差が見られた。都道府県・政令指定都市別の単位人口に対する通報数は大きく異なり、通報時の起訴前鑑定の添付状況の実施状況も、大きく異なっていた。措置診察実施率（診察実施数 / 通報数）、措置入院率（措置入院数 / 通報数）も、都道府県・政令指定都市によって大きな差がみられた。今回は単年度調査であって、第 25 条通報の行なわれる事例の発生も年度によって異なることが考えられるが、都道府県・政令指定都市別にみたとき、通報対象となる事例の選択、通報時に添付される書類に、差があるものと予測された。

以上、精神保健福祉法第 25 条の通報に基づく精神保健指定医による診察の要否は、通報書、起訴前鑑定の結果、調査等をもとに、精神障害の有無、自傷他害のおそれの有無を判断し、おおむね適正に実施されていると考えられた。また措置診察あるいは措置入院が不要と判断された場合も、医療の必要性の判断はおおむね適正に行われているものと考えられた。

しかし第 25 条通報となる事例には、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者から、すでに精神保健指定医によって措置診察を必要としないと判断されたうえで通報のあった

事例まで含まれている。このため実際の精神保健指定医による措置診察要否決定の調査は、精神科受療歴、精神科診断、過去における司法処分の有無、精神症状の程度と自傷他害の有無、他害行為の法益侵害の程度などの把握によって総合的に行われており、「警察官等の職務にある者からの通報については、少なくとも症状の程度を調査すれば足りる」とする現在の解釈では、不十分と思われる。また調査の具体的な内容、調査結果を記載する様式が整備されていないことは、通報に対する調査が適正に行われているか再吟味することを困難にしている。

現在、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案」が審議されているが、仮にこの法律が成立した場合には現在の第25条の適用対象は、より精神保健指定医の診察の要否の判断の難しい境界事例が増えることも予測される。このため、公平かつ適正な調査実施を促進するためにも、第25条運用のガイドラインを設けるとともに、調査書の書式を整備する必要がある。

また措置入院は制度化されて50年以上を経たが、長い年数の間に都道府県・政令指定都市間で運用に差が生じていることも懸念される。このことは精神保健福祉法第25条以外による措置入院についても共通しており、措置入院制度全体の実態について、本研究と同様の調査を行う必要

がある。

さらに事前調査書の様式が整備された場合は、措置入制度の適正な運用を支援するため、調査書の重要項目をもとに措置入院制度の実態のモニタリング体制の整備についても検討する必要があると考えられた。

## E. 結論

全国で平成12年度に精神保健福祉法第25条によって通報を受け、精神保健指定医による診断を行った事例、行わなかった事例全例について、通報書等、調査書の書面の写しをもとに、精神保健指定医による診断の要否判断が適切に行われているか評価した。本報告書の対象事例は、平成12年度630調査に基づく12年度の第25条通報数は952件の86.1%にあたる820件である。対象事例のうち、625例(76.2%)に措置診察が実施され、464例(56.6%)が措置入院となっていた。195例(23.8%)は措置診察が実施されなかった。不要措置診察と判断された事例のうち、その後、52例(26.7%)が精神科に入院し、57例(29.2%)が精神科に通院していた。また措置診察の結果、措置入院が不要であった161事例のうち113例(70.1%)が、それぞれの判断が下された直後に精神科に入院または通院していた。通報書記載の罪名から判明した重大な他害行為(重複あり)では、殺人74例(9.0%)、強盗12例(1.5%)、傷害128例(15.6%)、傷害致死9例(1.1%)、強姦・強制

わいせつ 25 例 (3.0%)、放火 64 例 (7.8%) であり、重大な他害行為以外の他害行為は 418 例 (51.0%) で、重大な他害行為のあった事例と重大な他害行為のなかった事例を比較すると、例数の少ない傷害致死を除いた前者において措置診察実施の割合、および措置入院の割合が共に高かった。精神保健福祉法第 25 条によるに対する精神保健指定医による診察決定はおおむね適正に実施されているものの、第 25 条の通報事例には何らかの地域差が推測された。第 25 条通報となる事例は、通報に至る状況も多様であるため、精神保健福祉法第 25 条運用のガイドライン、事前調査書の様式を整備し、精神保健福祉法第 25 条以外の措置入院制度の運用実態についても本研究と同様の調査を行うとともに、今後の措置入制度運用のモニタリング体制の整備を図る必要がある。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし



図 1

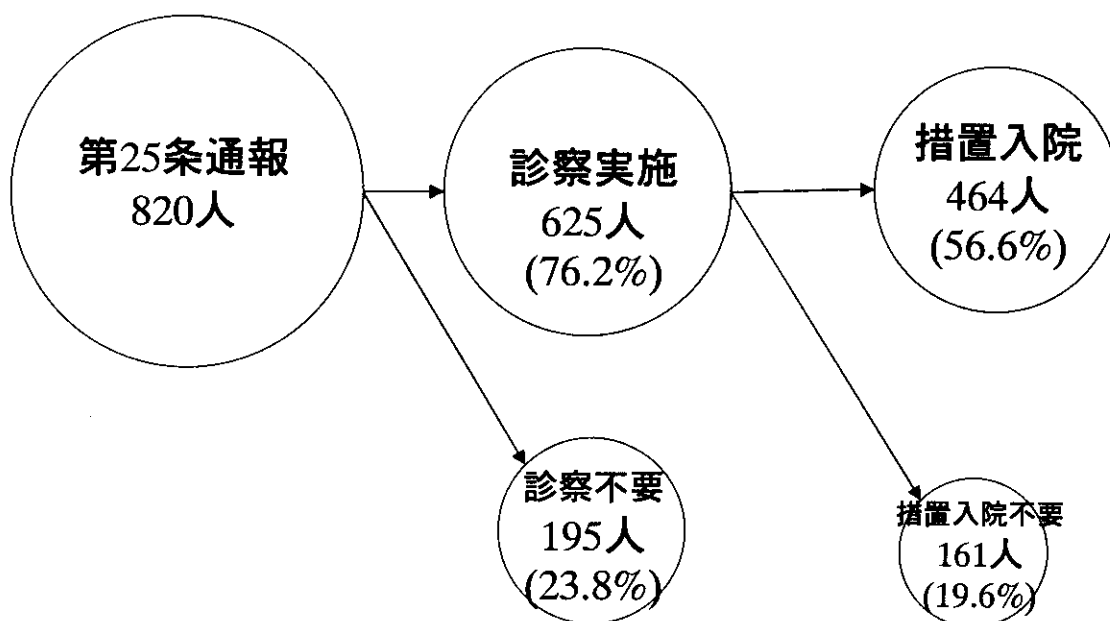


表 1

診察不要後の状態	n	%
任意入院	16	8.2
医療保護入院	36	18.5
精神科通院	57	29.2
精神科医療不要	4	2.1
その他	31	15.9
不明	51	26.2

表 2

措置不要後の状態	n	%
任意入院	15	9.3
医療保護入院	72	44.7
精神科通院	26	16.1
精神科医療不要	17	10.6
その他	30	18.6
不明	1	0.6

表 3

措置解除後の状態	n	%
任意入院	80	17.2
医療保護入院	164	35.3
精神科通院	77	16.6
精神科医療不要	0	0.0
その他	31	6.7
不明	5	1.1
入院中	107	23.1

表 4

	精神科入院歴								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	149	18.2	383	46.7	5	0.6	283	34.5	820
措置診察実施	132	21.1	275	44.0	4	0.6	214	34.2	625
措置診察不要	17	8.7	108	55.4	1	0.5	69	35.4	195

表 5

	精神科通院歴								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	108	13.2	362	44.1	8	1.0	342	41.7	820
措置診察実施	103	16.5	253	40.5	6	1.0	263	42.1	625
措置診察不要	5	2.6	109	55.9	2	1.0	79	40.5	195

表 6

	措置入院歴								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	132	16.1	77	9.4	22	2.7	589	71.8	820
措置診察実施	121	19.4	60	9.6	16	2.6	428	68.5	625
措置診察不要	11	5.6	17	8.7	6	3.1	161	82.6	195

表 7

	精神科入院歴（通報前90日以内）								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	247	30.1	84	10.2	14	1.7	475	57.9	820
措置診察実施	211	33.8	42	6.7	12	1.9	360	57.6	625
措置診察不要	36	18.5	42	21.5	2	1.0	115	59.0	195

表 8

	精神科通院歴（通報前90日以内）								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	157	19.1	196	23.9	16	2.0	451	55.0	820
措置診察実施	142	22.7	124	19.8	14	2.2	345	55.2	625
措置診察不要	15	7.7	72	36.9	2	1.0	106	54.4	195

表 9

	これまでの診断	なし		あり		合計
		n	%	n	%	
通報	器質性精神障害	812	99.0	8	1.0	820
	アルコール	761	92.8	59	7.2	820
	覚醒剤	772	94.1	48	5.9	820
	精神分裂病圏	483	58.9	337	41.1	820
	気分障害	770	93.9	50	6.1	820
	人格・行動の障害	788	96.1	32	3.9	820
	知的障害	765	93.3	55	6.7	820
	その他の精神障害	769	93.8	51	6.2	820
	精神障害を疑わせる記述	780	95.1	40	4.9	820
	措置 診察 実施	器質性精神障害	620	99.2	5	0.8
アルコール		581	93.0	44	7.0	625
覚醒剤		584	93.4	41	6.6	625
精神分裂病圏		363	58.1	262	41.9	625
気分障害		592	94.7	33	5.3	625
人格・行動の障害		602	96.3	23	3.7	625
知的障害		587	93.9	38	6.1	625
その他の精神障害		591	94.6	34	5.4	625
精神障害を疑わせる記述		598	95.7	27	4.3	625
措置 診察 不要		器質性精神障害	192	98.5	3	1.5
	アルコール	180	92.3	15	7.7	195
	覚醒剤	188	96.4	7	3.6	195
	精神分裂病圏	120	61.5	75	38.5	195
	気分障害	178	91.3	17	8.7	195
	人格・行動の障害	186	95.4	9	4.6	195
	知的障害	178	91.3	17	8.7	195
	その他の精神障害	178	91.3	17	8.7	195
	精神障害を疑わせる記述	182	93.3	13	6.7	195

表10

	現在の診断	なし		あり		合計
		n	%	n	%	
通報	器質性精神障害	809	98.7	11	1.3	820
	アルコール	756	92.2	64	7.8	820
	覚醒剤	776	94.6	44	5.4	820
	精神分裂病圏	383	46.7	437	53.3	820
	気分障害	773	94.3	47	5.7	820
	人格・行動の障害	785	95.7	35	4.3	820
	知的障害	760	92.7	60	7.3	820
	その他の精神障害	768	93.7	52	6.3	820
	精神障害を疑わせる記述	761	92.8	59	7.2	820
	措置 診察 実施	器質性精神障害	619	99.0	6	1.0
アルコール		583	93.3	42	6.7	625
覚醒剤		587	93.9	38	6.1	625
精神分裂病圏		283	45.3	342	54.7	625
気分障害		592	94.7	33	5.3	625
人格・行動の障害		598	95.7	27	4.3	625
知的障害		584	93.4	41	6.6	625
その他の精神障害		588	94.1	37	5.9	625
精神障害を疑わせる記述		582	93.1	43	6.9	625
措置 診察 不要		器質性精神障害	190	97.4	5	2.6
	アルコール	173	88.7	22	11.3	195
	覚醒剤	189	96.9	6	3.1	195
	精神分裂病圏	100	51.3	95	48.7	195
	気分障害	181	92.8	14	7.2	195
	人格・行動の障害	187	95.9	8	4.1	195
	知的障害	176	90.3	19	9.7	195
	その他の精神障害	180	92.3	15	7.7	195
精神障害を疑わせる記述	179	91.8	16	8.2	195	

表 1 1

	痴呆の有無								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	11	1.3	17	2.1	19	2.3	773	94.3	820
措置診察実施	10	1.6	12	1.9	14	2.2	589	94.2	625
措置診察不要	1	0.5	5	2.6	5	2.6	184	94.4	195

表 1 2

	精神障害を疑うにたる状況								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	9	1.1	326	39.8	6	0.7	479	58.4	820
措置診察実施	5	0.8	277	44.3	4	0.6	339	54.2	625
措置診察不要	4	2.1	49	25.1	2	1.0	140	71.8	195

表 1 3

	自傷行為								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	4	0.5	44	5.4	10	1.2	762	92.9	820
措置診察実施	3	0.5	39	6.2	7	1.1	576	92.2	625
措置診察不要	1	0.5	5	2.6	3	1.5	186	95.4	195

表 1 4

	他害行為								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	2	0.2	709	86.5	5	0.6	104	12.7	820
措置診察実施	1	0.2	556	89.0	5	0.8	63	10.1	625
措置診察不要	1	0.5	153	78.5	0	0.0	41	21.0	195

表 1 5

	アルコールの使用を疑うにたる状況								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	34	4.1	71	8.7	6	0.7	709	86.5	820
措置診察実施	27	4.3	52	8.3	5	0.8	541	86.6	625
措置診察不要	7	3.6	19	9.7	1	0.5	168	86.2	195

表 1 6

	薬物の使用を疑うにたる状況								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	35	4.3	32	3.9	5	0.6	748	91.2	820
措置診察実施	27	4.3	27	4.3	5	0.8	566	90.6	625
措置診察不要	8	4.1	5	2.6	0	0.0	182	93.3	195

表 1 7

	通報時の所在												合計
	精神科入院中		拘留中		在宅等		その他		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	58	7.1	405	49.4	61	7.4	4	0.5	4	0.5	288	35.1	820
措置診察実施	8	1.3	359	57.4	18	2.9	2	0.3	3	0.5	235	37.6	625
措置診察不要	50	25.6	46	23.6	43	22.1	2	1.0	1	0.5	53	27.2	195

表 1 8

	起訴前精神鑑定の実施								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	22	2.7	316	38.5	7	0.9	475	57.9	820
措置診察実施	12	1.9	277	44.3	5	0.8	331	53.0	625
措置診察不要	10	5.1	39	20.0	2	1.0	144	73.8	195

表 19

	今回通報以前の司法処分								合計
	なし		あり		欠損値		記載なし		
	n	%	n	%	n	%	n	%	
通報	85	10.4	208	25.4	7	0.9	520	63.4	820
措置診察実施	72	11.5	177	28.3	6	1.0	370	59.2	625
措置診察不要	13	6.7	31	15.9	1	0.5	150	76.9	195

表 20

罪名	なし		あり		欠損値		合計	
	n	%	n	%	n	%		
通報	殺人	648	79.0	74	9.0	98	12.0	820
	強盗	710	86.6	12	1.5	98	12.0	820
	傷害	594	72.4	128	15.6	98	12.0	820
	傷害致死	713	87.0	9	1.1	98	12.0	820
	強姦・強制わいせつ	697	85.0	25	3.0	98	12.0	820
	放火	658	80.2	64	7.8	98	12.0	820
	その他他害行為のみ	304	37.1	418	51.0	98	12.0	820
	合計	474	75.8	65	10.4	86	13.8	625
診察	殺人	474	75.8	65	10.4	86	13.8	625
	強盗	528	84.5	11	1.8	86	13.8	625
	傷害	440	70.4	99	15.8	86	13.8	625
	傷害致死	534	85.4	5	0.8	86	13.8	625
	強姦・強制わいせつ	521	83.4	18	2.9	86	13.8	625
	放火	480	76.8	59	9.4	86	13.8	625
	その他他害行為のみ	249	39.8	290	46.4	86	13.8	625
	合計	174	89.2	9	4.6	12	6.2	195
非 実 施	殺人	174	89.2	9	4.6	12	6.2	195
	強盗	182	93.3	1	0.5	12	6.2	195
	傷害	154	79.0	29	14.9	12	6.2	195
	傷害致死	179	91.8	4	2.1	12	6.2	195
	強姦・強制わいせつ	176	90.3	7	3.6	12	6.2	195
	放火	178	91.3	5	2.6	12	6.2	195
その他他害行為のみ	55	28.2	128	65.6	12	6.2	195	



表 2 1

	罪名	なし		あり		欠損値		合計
		n	%	n	%	n	%	
措置入院	殺人	323	69.6	60	12.9	81	17.5	464
	強盗	374	80.6	9	1.9	81	17.5	464
	傷害	310	66.8	73	15.7	81	17.5	464
	傷害致死	379	81.7	4	0.9	81	17.5	464
	強姦・強制わいせつ	371	80.0	12	2.6	81	17.5	464
	放火	340	73.3	43	9.3	81	17.5	464
	その他他害行為のみ	196	42.2	187	40.3	81	17.5	464
	措置入院不要	殺人	151	93.8	5	3.1	5	3.1
強盗	154	95.7	2	1.2	5	3.1	161	
傷害	130	80.7	26	16.1	5	3.1	161	
傷害致死	155	96.3	1	0.6	5	3.1	161	
強姦・強制わいせつ	150	93.2	6	3.7	5	3.1	161	
放火	140	87.0	16	9.9	5	3.1	161	
その他他害行為のみ	53	32.9	103	64.0	5	3.1	161	

表 2 2

通報書記載の罪名から判明した他害行為	通報数	診察数	通報にしめる	措置入院数	通報にしめる
			診察実施の割合 (%)		措置入院の割合 (%)
重大な他害行為	74	65	87.8	60	81.1
殺人	12	11	91.7	9	75.0
強盗	128	99	77.3	73	57.0
傷害	9	5	55.6	4	44.4
傷害致死	25	18	72.0	12	48.0
強姦・強制わいせつ	64	59	92.2	43	67.2
放火	418	290	69.4	187	44.7
その他他害行為のみ					

表 2 3

	過去における犯罪または問題行為										合計		
	凶悪な犯罪行為あり		凶悪ではないが犯罪行為があった		犯罪行為はなかったが問題行為があった		犯罪行為も問題行為もなかった		欠損値			記載なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%		n	%
通報	29	3.5	181	22.1	114	13.9	16	2.0	15	1.8	465	56.7	820
措置診察実施	27	4.3	142	22.7	89	14.2	12	1.9	9	1.4	346	55.4	625
措置診察不要	2	1.0	39	20.0	25	12.8	4	2.1	6	3.1	119	61.0	195

表 2 4

	過去における犯罪または問題行為										合計		
	凶悪な犯罪行為あり		凶悪ではないが犯罪行為があった		犯罪行為はなかったが問題行為があった		犯罪行為も問題行為もなかった		欠損値			記載なし	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%		n	%
措置入院	23	5.0	97	20.9	64	13.8	11	2.4	6	1.3	263	56.7	464
措置入院不要	4	2.5	45	28.0	25	15.5	1	0.6	3	1.9	83	51.6	161

表 2 5

	措置診察の要否決定の根拠の記載						合計
	なし		あり		欠損値		
	n	%	n	%	n	%	
通報	485	59.1	331	40.4	4	0.5	820
措置診察実施	421	67.4	201	32.2	3	0.5	625
措置診察不要	64	32.8	130	66.7	1	0.5	195

付録1

ID番号

性別

1. 男 2. 女

通報時の年齢

歳

事件のあった年月日 (元号)	年 月 日	
逮捕 (保護) の年月日 (元号)	年 月 日	
通報の年月日 (元号)	年 月 日	
通報書の受理の年月日 (元号)	年 月 日	
精神科受療歴	ライフタイム 現在 (3ヵ月以内)	
精神科入院歴	1. あり 0. なし 99. 記載なし 1. あり 0. なし 99. 記載なし	
精神科通院歴	1. あり 0. なし 99. 記載なし 1. あり 0. なし 99. 記載なし	
措置入院歴	1. あり 0. なし 99. 記載なし	
精神科的診断 (疑いも含む)	《あてはまるもの全てに○》	
これまでの診断 《分類が困難な場合はその他に記載》	1. 器質性精神障害 2. アルコール 3. 覚醒剤 4. 精神分裂病圏 5. 気分障害 6. 人格・行動の障害 7. 知的障害 9. その他の障害 ( ) 10. 障害を疑わせる記述 ( ) 0. 精神障害なし 99. 記載なし	
現在の診断 《分類が困難な場合はその他に記載》	1. 器質性精神障害 2. アルコール 3. 覚醒剤 4. 精神分裂病圏 5. 気分障害 6. 人格・行動の障害 7. 知的障害 9. その他の障害 ( ) 10. 障害を疑わせる記述 ( ) 0. 精神障害なし 99. 記載なし	
痴呆の有無	1. あり 2. なし 99. 記載なし	
通報 因 発 生 時*	精神障害を疑うにたる状況	1. あり 《書類の該当部分を黄色でマークせよ》 0. なし 99. 記載なし
	自傷行為 (既遂、未遂、恐れに関わらず)	1. あり 《書類の該当部分を水色でマークせよ》 0. なし 99. 記載なし
	他害行為 (既遂、未遂、恐れに関わらず)	1. あり 《書類の該当部分を赤色でマークせよ》 0. なし 99. 記載なし
	アルコールの使用を疑うにたる状況	1. あり ( ) 0. なし 99. 記載なし
	薬物の使用を疑うにたる状況	1. あり ( ) 0. なし 99. 記載なし
通報時の所在	1. 精神科入院中 2. 勾留中・収監中 3. 在宅など (施設も含む) 4. その他 ( ) 99. 記載なし	
(簡易) 鑑定実施の有無	1. あり 0. なし 99. 記載なし	
起訴前の簡易鑑定以外の精神科的診察の有無	1. あり 0. なし 99. 記載なし	
今回申請以前の司法処分の有無	1. あり ( ) 0. なし 99. 記載なし	
通報因発生時*の凶悪な (犯罪) 行為の有無 (未遂は含みません) 《あてはまるもの全てに○》	1. 殺人 ( 親族 知人 それ以外 不明 ) 2. 放火 ( 親族 知人 それ以外 不明 ) 3. 強姦 ( 親族 知人 それ以外 不明 ) 4. 強盗 ( 親族 知人 それ以外 不明 ) 0. 凶悪な犯罪行為なし 99. 記載なし	
通報因発生時*のそれ以外の (犯罪) 行為 の有無 (未遂は含みません) 《あてはまるもの全てに○》	1. 傷害 ( 親族 知人 それ以外 不明 ) ( 致死 致傷 不明 ) 2. 暴行 ( 親族 知人 それ以外 不明 ) 3. 恐喝 4. 窃盗犯 5. 知能犯 6. 風俗犯 7. 覚醒剤取締法違反 8. 銃刀法違 反 9. 公務執行妨害 10. その他 ( ) 0. 犯罪なし 99. 記載なし	
過去における犯罪または問題行為**	1. 凶悪な犯罪行為あり 2. 凶悪ではないが犯罪行為はあった 3. 犯罪行為はな かったが、問題行為はあった 4. 犯罪行為も問題行為もなかった 99. 記載なし	
措置診察の要否	1. 要措置診察 2. 措置診察不要 99. 記載なし	
措置診察の要否決定の根拠の記載	1. 記載あり 《書類の該当部分を緑色でマークせよ》 0. 記載なし	

\* 通報因発生時とは、今回の通報もしくは申請の原因となる出来事が起こった時点のことです。

\*\* 凶悪な犯罪行為とは、殺人・放火・強姦・強盗、凶悪ではないが犯罪行為とは、傷害・暴行・恐喝・窃盗犯・知能犯・風俗犯

在る書類に○無い書類には×をつけてください

通報書	簡易鑑定書	調査書
供述調書	鑑定書	その他1 ( )
その他2 ( )	その他3 ( )	その他4 ( )

付録2

ID番号 \_\_\_\_\_

1. 措置不要の判断が下された直後の転帰について  
該当しない事例の場合は以下に大きく×印をしてください

i. 通報または申請のあった年月日  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ii. 措置不要直後の転帰（該当するものの番号に一つ○）

1.任意入院 2.医療保護入院 3.精神科通院医療 4.精神科医療不要 5.その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

iii. 医療保護入院から退院直後の転帰（該当するものの番号に一つ○）

1.任意入院 2.医療保護入院中 3.精神科通院医療 4.精神科医療不要 5.その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

9.措置不要の判断直後に医療保護入院をしていない

iv. 不要後の保健所の訪問指導の指示（該当するものの番号に一つ○）

1.指示が出された 2.指示が出されなかった 9.不明

v. 不要後3ヵ月以内の訪問指導の実施の有無（該当するものの番号に一つ○）

1.実施された 2.実施されなかった 9.不明

2. 措置入院が解除された直後の転帰について  
該当しない事例の場合は以下に大きく×印をしてください

i. 症状消退届の提出された年月日  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ii. 措置入院解除直後の転帰（該当するものの番号に一つ○）

1.任意入院 2.医療保護入院 3.精神科通院医療 4.精神科医療不要 5.その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

iii. 医療保護入院から退院直後の転帰（該当するものの番号に一つ○）

1.任意入院 2.医療保護入院中 3.精神科通院医療 4.精神科医療不要 5.その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

9.措置入院解除直後に医療保護入院をしていない

iv. 解除後の保健所の訪問指導の指示（該当するものの番号に一つ○）

1.指示が出された 2.指示が出されなかった 9.不明

v. 解除後3ヵ月以内の訪問指導の実施の有無（該当するものの番号に一つ○）

1.実施された 2.実施されなかった 9.不明